



地震保険の約款

普通保険約款・特約

AIG損害保険株式会社

2018.6版 (2019年1月1日以降保険始期契約用)

このたびは、弊社の保険にご加入をいただきありがとうございます。保険の約款をお届けします。
ご不明な点は、下記までご確認ください。

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは…

0120-016-693

平日9時から18時、土日・祝日9時から17時(年末年始を除く)

事故のご報告、保険金の請求に関するご相談は…

0120-01-9016

24時間365日

ご不満・ご意見のお申出は…

0120-246-145

9時から18時(平日のみ)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602

東京都港区虎ノ門4-3-20

TEL: 03-6848-8500

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

目 次 (保険の約款)

地震保険普通保険約款

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 用語の定義条項 | 1 |
| 第2章 補償条項 | 1 |
| 第3章 基本条項 | 3 |
| ホームプロテクト総合保険に付帯される場合の特則 | 6 |
| リビングパートナー保険に付帯される場合の特則 | 7 |
| 企業財産保険契約に付帯される場合の特則 | 9 |
| 普通火災保険契約に付帯される場合の特則 | 9 |
| 店舗総合保険契約に付帯される場合の特則 | 9 |
| 特 約 | |
| (1) 長期保険保険料払込特約（地震保険用）<地震長期> | 10 |
| (2) 自動継続特約（地震保険用） | 11 |
| (3) 保険契約の自動継続に関する特約（ローン利用者集団扱特約用） | 11 |
| <経営統合前の商品にセットできる特約> | |
| 旧AIU損害保険株式会社 | |
| (4) ホームライフ総合保険に付帯される場合の特則 | 12 |
| (5) リビングサポート保険に付帯される場合の特則 | 13 |
| (6) 自動継続特約（地震保険用） | 14 |
| 旧富士火災海上保険株式会社 | |
| (7) 積立型追加特約（地震保険用） | 15 |
| (8) 抵当権者特約（地震保険用）<抵当権者（地震）> | 16 |
| (9) 自動継続特約（地震保険用）<地震自動継続> | 17 |
| (10) 保険契約継続特約（金融機関集団扱契約用） | 17 |
| (11) 保険契約継続特約（住宅ローン利用者集団扱契約用） | 17 |

※ 特約名右の<>内の表記は、旧富士火災海上保険株式会社において保険証券、承認書上に表示する略称を表します。

※ 経営統合前の商品とは、主契約の火災保険の保険始期日が2017年12月31日までの契約をいいます。

※ セットできる特約は、主契約である火災保険のご契約時の引受保険会社と同一保険会社の商品となります。

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| 一部損 | (建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。 |
| 危険 | 損害の発生の可能性をいいます。 |
| 危険増加 | 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算する基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 |
| 警戒宣言 | 大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。 |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。 |
| 敷地内 | 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内には中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 |
| 地震等 | 地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。 |
| 地震保険法 | 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。 |
| 小半損 | (建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。 |
| 生活用動産 | 生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。 |
| 全損 | (建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。 |
| 損害 | 地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。 |
| 大震法 | 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。 |
| 大半損 | (建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 |

| | |
|----------|--|
| 大半損 | (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。 |
| 建物 | 土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。 |
| 建物の主要構造部 | 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。 |
| 他の保険契約 | (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（2）①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 |
| 保険価額 | 損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |

第2章 損害賠償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

- 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
 - 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
(注) 一時的に居住不能となつた場合を除きます。
 - 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
(注1) 居室の用に供する部分の床をを超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
(注3) その建物に生じた（1）の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。
- 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】
- （4）（1）から（3）までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとを行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

- 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】
- （4）保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、（1）から（3）までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
 - （5）保険の対象が生活用動産である場合には、（1）から（3）までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- 当会社は、地震等の際ににおいて、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらとの特性による事故
- （注1）保険契約者はまたは被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。

(2) (1) の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 葉、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (1) よび (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通販、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車(注)

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または生活用動産に限られます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 葉、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1) よび (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通販、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車(注)

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。

④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(3) (2) または(2)の建物または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)または(2)に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物

5,000万円または
保険価額の
いずれか低い額

× この保険契約の建物についての保険金額
それぞれの保険契約の建物についての
保険金額の合計額

② 生活用動産

1,000万円または
保険価額の
いずれか低い額

× この保険契約の生活用動産についての保険金額
それぞれの保険契約の生活用動産についての
保険金額の合計額

(4) 当会社は、(2)①の建物が2以上世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または(2)に規定する限度額を差し引いた残額

② (3)の規定により保険金を支払った場合は(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

(2) ①に規定する
限度額

× この保険契約の建物についての保険金額
それぞれの保険契約の建物についての
保険金額の合計額

イ. 生活用動産

(2) ②に規定する
限度額

× この保険契約の生活用動産についての保険金額
それぞれの保険契約の生活用動産についての
保険金額の合計額

(注) (2)①または(2)の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または(2)に規定する限度額を超える場合に限ります。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。

④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険金額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険金額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

(3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3)①または(2)の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは(2)に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

| | |
|--------------------------------|--|
| ① 専有部分 | <u>この保険契約の専有部分の保険金額</u> |
| 5,000万円または 保険価額の いずれか低い額 | × <u>それぞれの保険契約の専有部分および共用部分 についての保険金額の合計額</u> |
| ② 共用部分 | <u>この保険契約の共用部分の保険金額</u> |
| 5,000万円または 保険価額の いずれか低い額 | × <u>それぞれの保険契約の専有部分および共用部分 についての保険金額の合計額</u> |
| ③ 生活用動産 | <u>この保険契約の生活用動産についての保険金額</u> |
| 1,000万円または 保険価額の いずれか低い額 | × <u>それぞれの保険契約の生活用動産 についての保険金額の合計額</u> |

(5) 当会社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

- ① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
- ② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

| | |
|-------------------|--|
| | <u>この保険契約の専有部分および共用部分 についての保険金額</u> |
| (3) ①に規定する 限度額 | × <u>それぞれの保険契約の専有部分および共用部分 についての保険金額の合計額</u> |

イ. 生活用動産

| | |
|-------------------|--|
| | <u>この保険契約の生活用動産についての保険金額</u> |
| (3) ②に規定する 限度額 | × <u>それぞれの保険契約の生活用動産 についての保険金額の合計額</u> |

(注) (3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払いについての特則)

(1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

(2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条 (2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。(注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に

対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなつた場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出した事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めると限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注)当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条 (通知義務)

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせた事実(注)が発生したこと。

(注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせた事実(注)が発生したこと。

(注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって結した保険契約は無効とします。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震災第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合。

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の後、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア、反社会的勢力（注）に該当すると認められるごと。

イ、反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ、反社会的勢力（注）を不正に利用していると認められること。

エ、法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ、その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規

定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危險増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

(1) 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

(1) 第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
(注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内に調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは、時時に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地盤等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために近くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者は保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者は被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者は被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了（注3）の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）保険価額を含みます。
- （注3）第33条（付帯される保険契約との関係）（2）において定める終了に限ります。

- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海、南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- （注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) より（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者は被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

- （注）必要な協力をわざわざしなかつた場合を含みます。
- (4) 当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（注）を支払う場合には、(1) から(3) までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

（注）概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するためには、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 当会社が第5条（保険金の支払額）（1）①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。
- 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】
- (2) (1) の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（5）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（5）①または②の残額を差し引いた金額を同条（5）の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (2) (1) の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（6）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（6）①または②の残額を差し引いた金額を同条（6）の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3) (1) の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

- (4) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それについて、(1) から(3) までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。
- (注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中斷させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。
- (2) 第9条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを利用します。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上ある場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合は、その所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上ある場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

- この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

- この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

| 既経過期間 | 割合 (%) |
|--------|--------|
| 7日まで | 10 |
| 15日まで | 15 |
| 1ヶ月まで | 25 |
| 2ヶ月まで | 35 |
| 3ヶ月まで | 45 |
| 4ヶ月まで | 55 |
| 5ヶ月まで | 65 |
| 6ヶ月まで | 70 |
| 7ヶ月まで | 75 |
| 8ヶ月まで | 80 |
| 9ヶ月まで | 85 |
| 10ヶ月まで | 90 |
| 11ヶ月まで | 95 |
| 1年まで | 100 |

ホームプロテクト総合保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約がホームプロテクト総合保険の場合には、この特則が適用されます。

<用語の定義>

この特則において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| き 既経過期間 | この保険契約の保険期間の初日から危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、保険契約の条件を変更した日、保険契約が解除された日、または保険契約が失効した日までの期間をいいます。 (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。 |
| み 未経過期間 | 危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、この保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解除された日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。 (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。 |

(1) 第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超えるもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。

| 区分 | 返還または追加保険料の算式 |
|--|---|
| ① 第10条（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | 次の算式により算出した額を返還または請求します。 $\text{返還または追加保険料の額} = \boxed{\text{変更前の保険料}} - \boxed{\text{変更後の保険料}}$ |
| ② 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{追加保険料の額} = \boxed{\text{変更後の保険料}} - \boxed{\text{変更前の保険料}} \times \frac{\text{未経過期間における月数(注)}}{12}$ |
| ③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \boxed{\text{変更前の保険料}} - \boxed{\text{変更後の保険料}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)$ |

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)①または(1)②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面上による通知をもって、この保険契約を解除することができます。(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限りません。

(3) (1)①または(1)②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (3) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

(5) (1) (3) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に對しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

」

(2) 第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

保険契約の無効または失効等の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超える場合は1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

| 区分 | 返還保険料の算式 |
|---|--|
| ① 第14条（保険契約の無効）(1) の規定により保険契約が無効となる場合 | 保険料は返還しません。 |
| ② 第14条(2) の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合 | その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。 |
| ③ 保険契約が失効となる場合またはこの保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2) の規定により終了する場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)$ (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。 |

(3) 第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

保険金額の調整の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超える場合は1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

| 区分 | 返還保険料の算式 |
|--|---|
| ① 第17条（保険金額の調整）(1) の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合 | 保険契約締結時にさかのぼって、取り消された部分に対応する保険料を返還します。 |
| ② 第17条(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \left(\text{減額前の保険金額に} \text{対応する保険料} - \text{減額後の保険金額に} \text{対応する保険料} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)$ |

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(4) 第25条（保険料の返還－解除の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第25条（保険料の返還－解除の場合）

保険契約の解除の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超える場合は1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

| 区分 | 返還保険料の算式 |
|---|---|
| ① 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2) もしくは同条(6)、第19条（重大事由による解除）(1) または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間における日数}}{365}$ |
| ② 第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)$ |

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(5) 第11条（通知義務）(1) の規定にかかわらず、被保険者の住居の移転に伴い保険の対象である生活用動産の全部を他の場所に移転する場合であって、移転日（注1）の翌日から起算して30日以内に、保険契約者は被保険者が書面により移転の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、当会社は、移転日以後承認するまでの間、移転後の場所（注2）を保険証券記載の保険の対象の所在地とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約の規定を適用します。

(注1) 住民票の転出日をいいます。

(注2) 住民票の転入地をいいます。

リビングパートナー保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約がリビングパートナー保険の場合には、この特則が適用されます。

＜用語の定義＞

この特則において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|---|
| 既経過期間 | この保険契約の保険期間の初日から危険増加もしくは危険の減少が生じた時（注）、保険契約の条件を変更した日、または保険契約が解除された日までの期間をいいます。 (注) 保険契約者は被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。 |
| 未経過期間 | 危険増加もしくは危険の減少が生じた時（注）、この保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解除された日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。 (注) 保険契約者は被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。 |

(1) 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合、危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超える場合は1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

| 区分 | 返還または追加保険料の算式 |
|--|---|
| ① 第10条（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | 次の算式により算出した額を返還または請求します。 $\text{返還または追加保険料の額} = \text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}$ |
| ② 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{追加保険料の額} = \left(\frac{\text{変更後の保険料}}{\text{変更前の保険料}} - 1 \right) \times \frac{\text{未経過期間における月数 (注)}}{12}$ イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \left(\frac{\text{変更前の保険料}}{\text{変更後の保険料}} - 1 \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数 (注)}}{12} \right)$ |
| ③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | |

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①または(1)②の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。
- (3) (1)①または(1)②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
- (5) (1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(2) 第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第22条（保険料の返還－無効の場合）

保険契約の無効の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超える場合は、1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

| 区分 | 返還保険料の算式 |
|--------------------------------------|----------------------------|
| ① 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合 | 保険料は返還しません。 |
| ② 第14条(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合 | その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。 |

(3) 第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

保険金額の調整の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間

が1年を超えるまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

| 区分 | 返還保険料の算式 |
|---|--|
| ① 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合 | 保険契約締結時にさかのぼって、取り消された部分に対応する保険料を返還します。 |
| ② 第17条(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \left(\frac{\text{減額前の保険金額に応する保険料}}{\text{減額後の保険金額に応する保険料}} - 1 \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数 (注)}}{12} \right)$ |

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(4) 第25条（保険料の返還－解除の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第25条（保険料の返還－解除の場合）

保険契約の解除の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えるまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

| 区分 | 返還保険料の算式 |
|--|--|
| ① 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは同条(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間における日数}}{365}$ |
| ② 第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数 (注)}}{12} \right)$ |

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(5) 第11条（通知義務）(1)の規定にかかるわざ、被保険者の住居の移転に伴い保険の対象である生活用動産の全部を他の場所に移転する場合であって、移転日（注1）の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が書面により移転の承認の請求を行い、当会社がこれを受け領したときに限り、当会社は、移転日以後承認するまでの間、移転後の場所（注2）を保険証券記載の保険の対象の所在地とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約の規定を適用します。

(注1) 住民票の軽出日をいいます。

(注2) 住民票の転入地をいいます。

(6) 第13条（保険の対象の譲渡）(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、その権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

(7) 第15条（保険契約の失効）の規定は適用しません。

企業財産保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が企業財産保険の場合には、この特則が適用されます。
1 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（2）危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。
（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

3 第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（3）および（4）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

2 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

3 第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（3）および（4）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（3）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。
（4）この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。

4 第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（2）第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

5 第25条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（2）第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

普通火災保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が普通火災保険の場合には、この特則が適用されます。
1 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（2）危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。
（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

2 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

3 第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（3）および（4）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（3）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。

（4）この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。

4 第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（2）第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

5 第25条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（2）第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

店舗総合保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が店舗総合保険の場合には、この特則が適用されます。

1 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（2）危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。
（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

2 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

3 第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（3）および（4）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（3）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。

（4）この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。

4 第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

（2）第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

「

（2）第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

」

特 約

（1）長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約に基づき計算した保険料に対する、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還－失効等の場合）

（1）保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（3）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（2）地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（4）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）、第11条（通知義務）（2）もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、地震保険普通保険約款第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還－保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

| 経過 月数 | 経過 年数 | | 2年契約 | | | 3年契約 | | | 4年契約 | | | 5年契約 | | | |
|----------|----------|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|--|
| | 0年 | 1年 | 0年 | 1年 | 2年 | 0年 | 1年 | 2年 | 3年 | 0年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | |
| 1か月まで | 91% | 44% | 94% | 62% | 30% | 96% | 71% | 47% | 23% | 96% | 77% | 58% | 38% | 18% | |
| 2か月まで | 87% | 40% | 92% | 59% | 27% | 94% | 69% | 45% | 21% | 95% | 75% | 56% | 36% | 17% | |
| 3か月まで | 84% | 36% | 89% | 57% | 24% | 92% | 67% | 43% | 18% | 93% | 74% | 54% | 35% | 15% | |
| 4か月まで | 80% | 32% | 86% | 54% | 22% | 90% | 65% | 41% | 16% | 92% | 72% | 53% | 33% | 13% | |
| 5か月まで | 76% | 28% | 84% | 51% | 19% | 88% | 63% | 39% | 14% | 90% | 71% | 51% | 31% | 12% | |
| 6か月まで | 72% | 24% | 81% | 49% | 16% | 86% | 61% | 37% | 12% | 88% | 69% | 49% | 30% | 10% | |
| 7か月まで | 68% | 20% | 78% | 46% | 14% | 84% | 59% | 35% | 10% | 87% | 67% | 48% | 28% | 8% | |
| 8か月まで | 64% | 16% | 75% | 43% | 11% | 82% | 57% | 33% | 8% | 85% | 66% | 46% | 26% | 7% | |
| 9か月まで | 60% | 12% | 73% | 41% | 8% | 79% | 55% | 31% | 6% | 84% | 64% | 44% | 25% | 5% | |
| 10か月まで | 56% | 8% | 70% | 38% | 5% | 77% | 53% | 29% | 4% | 82% | 62% | 43% | 23% | 3% | |
| 11か月まで | 52% | 4% | 67% | 35% | 3% | 75% | 51% | 27% | 2% | 80% | 61% | 41% | 21% | 2% | |
| 12か月まで | 48% | 0% | 65% | 32% | 0% | 73% | 49% | 25% | 0% | 79% | 59% | 40% | 20% | 0% | |

（注）経過月数につき1か月末満の端日数は、1か月として計算します。

(2) 自動継続特約（地震保険用）

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----------------|---|
| け は ほ | 継続契約 払込期日 保険証券等 |
| 第1条（自動継続の方法）(1) | この規定により継続される保険契約をいいます。 次のいずれかに該当する日をいいます。 ① 保険料の全額を一括して払込む場合は、継続前契約の保険期間の満了する日の属する月の末日 ② 保険料分割払特約（一般）が付帯されている場合は、継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日 |
| 保険証券等 | 保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。 |

(2) この特約における次の法令の公布年および法令番号は、次のとおりとします。

法 令（公布年／法令番号）

し 地震保険に関する法律（昭和41年／法律第73号）

第1条（自動継続の方法）

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の属する月の前日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は除きます。

(注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料（注）を、払込期日までに払い込むものとします。ただし、保険証券等にこれと異なる払込期日が記載されているときは、保険証券等記載の払込期日によります。

(注) 保険料分割払特約（一般）が適用されている場合には継続契約の初回分割保険料とします。

(2) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、当会社は、保険契約者が継続前契約の保険期間の満了する日から払込期日までに継続契約の保険料を払い込んだ場合には、継続契約の保険料領収前の事故による損害に対する賠償に対しては、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）(3)に定める保険料領収前の事故の取扱いに関する規定を適用しません。

第3条（保険料領収前の事故）

(1) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、払込期日に継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の保険料を払い込んだ後1か月以内に、当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。

(2) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、当会社は、保険契約者が払込期日後1か月以内に継続契約の保険料を払い込んだ場合には、継続契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）(3)に定める保険料領収前の事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、(2)の規定にかかわらず、保険契約者が継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険料不払の場合の失効）

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日後1か月を経過した後も当会社に払い込まれないとときは、保険契約は継続契約の保険期間の始期にさかのぼってその効力を失います。

第5条（継続契約の保険証券）

継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第6条（継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等）

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第7条（普通約款との関係）

(1) 第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)および第11条（通知義務）(2)の効力を妨げないものとします。

(2) この特約は地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(3) 保険契約の自動継続に関する特約（ローン利用者集団扱特約用）

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|----------------------------|--|
| け ほ | 継続契約 保険証券等 |
| 第2条（保険契約の継続）(1) | この規定により継続される保険契約をいいます。 保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。 |
| 法 令（公布年／法令番号） | この特約における次の法令の公布年および法令番号は、次のとおりとします。 |
| し 地震保険に関する法律（昭和41年／法律第73号） | 法 令（公布年／法令番号） |

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に、この保険契約の継続に際して適用されます。

- ① 当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続について合意があること。
- ② ローン利用者集団扱特約が適用されていること。

第2条（保険契約の継続）

(1) この保険契約の満了する日の属する月の前日までに、保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があつたものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

(注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

(3) (1) の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条（継続契約の契約内容）

継続契約における契約内容は、この保険契約の保険期間の末日の契約内容と同一とします。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところに従い、集金者を経て払い込むものとします。

第5条（継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等）

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対する賠償に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第6条（継続契約の告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、第2条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があつたときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(注) 地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(3)の規定による訂正に基づく変更があつた場合は、その変更後の内容をいいます。

(2) (1) の告知については、地震保険普通保険約款第10条（告知義務）の規定を適用します。

第7条（特約の失効または解除）

(1) ローン利用者集団扱特約第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりローン利用者集団扱特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。

(2) ローン利用者集団扱特約第6条（特約の失効または解除）(2)の規定によりローン利用者集団扱特約が解除された場合には、この特約も解除します。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯されたローン利用者集団扱特約の規定を準用します。

<経営統合前の商品にセットできる特約>

(旧A I U損害保険株式会社)

(4) ホームライフ総合保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約がホームライフ総合保険の場合には、この特則が適用されます。
<用語の定義>

この特則において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------------|---|
| 既経過期間 き | この保険契約の保険期間の初日から危険増加もしくは危険の減少が生じた時（注）、保険契約の条件を変更した日、保険契約が解除された日、または保険契約が失効した日までの期間をいいます。 (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。 |
| 未経過期間 み | 危険増加もしくは危険の減少が生じた時（注）、この保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解除された日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。 (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。 |

(1) 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超える場合は、1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することができます。

| 区分 | 返還または追加保険料の算式 |
|--|--|
| ① 第10条（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | 次の算式により算出した額を返還または請求します。 $\text{返還または追加保険料の額} = \text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}$ |
| ② 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | A. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{追加保険料の額} = (\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}) \times \frac{\text{未経過期間における月数 (注)}}{12}$ |
| ③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | B. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = (\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数 (注)}}{12}\right)$ |

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 当会社は、保険契約者が（1）①または（1）②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1) ①または（1）②の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (3) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

(5) (1) ③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(2) 第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

保険契約の無効または失効等の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えたまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

| 区分 | 返還保険料の算式 |
|--|--|
| ① 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合 | 保険料は返還しません。 |
| ② 第14条（2）の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合 | その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。 |
| ③ 保険契約が失効となる場合またはこの保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数 (注)}}{12}\right)$ |

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(3) 第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

保険金額の調整の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えたまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

| 区分 | 返還保険料の算式 |
|---|--|
| ① 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合 | 保険契約締結時にさかのぼって、取り消された部分に対応する保険料を返還します。 |
| ② 第17条（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \left(\text{減額前の保険金額に対応する保険料} - \text{減額後の保険金額に対応する保険料}\right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数 (注)}}{12}\right)$ |

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(4) 第25条（保険料の返還－解除の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第25条（保険料の返還－解除の場合）

保険契約の解除の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えた場合は1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

区分

- ① 第10条（告知義務）
- （2）、第11条（通知義務）
- （2）もしくは同条
- （6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
- （3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合

- ② 第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合

返還保険料の算式

次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間における日数}}{365}$$

次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数 (注)}}{12} \right)$$

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

| 区分 | 返還または追加保険料の算式 |
|--|---|
| ① 第10条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | 次の算式により算出した額を返還または請求します。 $\text{返還または追加保険料の額} = \text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}$ |
| ② 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{追加保険料の額} = \left(\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料} \right) \times \frac{\text{未経過期間における月数 (注)}}{12}$ |
| ③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。 | イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \left(\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数 (注)}}{12} \right)$ |

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

- （2）当会社は、保険契約者が（1）①または（1）②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- （3）①または（1）②の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）（3）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
- （5）（1）③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険料および特約に従い、保険金を支払います。

（2）第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第22条（保険料の返還－無効の場合）

保険契約の無効の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えた場合は1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

| 区分 | 返還保険料の算式 |
|--------------------------------------|----------------------------|
| ① 第14条（保険契約の無効）（1）の規定により保険契約が無効となる場合 | 保険料は返還しません。 |
| ② 第14条（2）の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合 | その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。 |

（3）第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

保険金額の調整の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えた場合は、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

| 区分 | 返還保険料の算式 |
|---|---|
| ① 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合 | 保険契約終時にさかのぼって、取り消された部分に対応する保険料を返還します。 |
| ② 第17条(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \left(\frac{\text{減額前の保険金額に応する保険料}}{\text{減額後の保険金額に応する保険料}} - 1 \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)$ |

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(7) 第15条（保険契約の失効）の規定は適用しません。

(6) 自動継続特約（地震保険用）

第1条（自動継続の方法）

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数(注)とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。

(注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料を次に定める払込期日までに払い込むものとします。ただし、保険証券にこれと異なる払込期日が記載されているときは、保険証券記載の払込期日となります。

① 保険料の全額を一括して払い込む場合は、継続前契約の保険期間の満了する日の属する月の末日

② 保険料分割払特約（一般）が付帯されている場合は、第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日

(2) 当会社は、保険契約者が継続前契約の保険期間の満了する日から払込期日までに継続された保険契約の保険料を払い込んだ場合には、継続された保険契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）(3)に定める保険料領収前の事故による損害に対しては、保険料を支払わないとする旨の規定を適用しません。

(3) 払込期日に継続された保険契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続された保険契約の保険料を払込期日後1か月以内に、当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。

(4) 当会社は、保険契約者が払込期日後1か月以内に継続された保険契約の保険料を払い込んだ場合には、継続された保険契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）(3)に定める保険料領収前の事故による損害に対しては、保険料を支払わないとする旨の規定を適用しません。

(5) (4)の規定にかかわらず、保険契約者が継続された保険契約の保険料について、その継続された保険契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以後に生じた事故による損害に対しては、保険料を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の失効）

保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日後1か月を経過した後も当会社に払い込まれないときは、保険契約は継続契約の保険期間の始期にさかのぼってその効力を失います。

第4条（継続契約の保険証券）

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第5条（継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等）

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第6条（普通約款との関係）

(1) 第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)および第11条（通知義務）(2)の効力を妨げないものとします。

(2) この特約は地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

保険契約の解除の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えた場合は、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

| 区分 | 返還保険料の算式 |
|---|---|
| ① 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは同条(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除了した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間における日数}}{365}$ |
| ② 第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除了した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)$ |

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

」

(5) 第11条（通知義務）(1)の規定にかかわらず、被保険者の住居の移転に伴い保険の対象である生活用動産の全部を他の場所に移転する場合であって、移転日（注1）の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が書面により移転の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、当会社は、移転日以後承認するまでの間、移転後の場所（注2）を保険証券記載の保険の対象の所在地とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約の規定を適用します。

(注1) 住民票の転出日をいいます。

(注2) 住民票の転入地をいいます。

(6) 第13条（保険の対象の譲渡）(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、その権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受け人に移転します。

(7) 積立型追加特約（地震保険用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 自動継続契約 | 第3条（保険契約の自動継続）（1）の規定により自動的に継続される保険契約をいいます。 |
| 主契約 | 積立型基本特約付帯の保険契約をいいます。 |
| 払込期日 | 保険証券記載の払込期日をいいます。 |
| 払込猶予期間 | 以下の保険料の払込みの猶予期間をいい、払込期日の属する月の翌月末日（注）までとします。 ① 主契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合 自動継続契約の保険料 ② 主契約の保険料の払込方法が月払または団体扱の場合 第2回以後の保険料、自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料 (注) 主契約の保険料の払込方法が月払の場合には、主契約の満了する日に保険期間が満了する保険契約の最終回の直前回の保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌月末日までとします。 |
| 保険金 | 地震保険普通保険約款またはこれに付帯された特約に規定する保険金をいいます。 |
| 契約年度 | 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 |

第2条（特約の適用条件）

当会社は、主契約と同一保険証券で引き受けた保険契約に限り、この特約を適用します。

第3条（保険契約の自動継続）

- (1) この保険契約の満了する日より3ヶ月前の日までに、当会社または保険契約者がいざれか一方より当会社の定める書面による別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了時と同一の内容（注）で自動的に継続されるものとし、以後同様とします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。
(注) 主契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。
(2) この保険契約および自動継続契約の保険期間の末日は、いかなる場合も保険証券記載の主契約の保険期間の末日を超えないものとします。
(3) 自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその自動継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができるものとします。
(4) 当会社は、主契約の保険料の払込方法が一時払で、かつ、この保険契約の保険期間が主契約の保険期間と同一の場合には、(1)の規定は適用しません。

第4条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約および自動継続契約の保険料を、保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。
(2) 主契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時にこの保険契約の保険料を払い込み、自動継続契約の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
(3) 主契約の保険料の払込方法が半年払または月払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料（注）については、払込期日までに払い込まなければなりません。
(注) 自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。

- (4) この保険契約または自動継続契約が地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（1）に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込まべきその保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。
(5) 当会社は、保険料のうち（4）に規定する未払込部分があるときは、主契約の失効もししくは解除の場合の返りい金、主契約の終了の事由となる保険金または（4）に規定する保険金から（4）に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。
(6) 主契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯するときは、(1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は保険料を一時に払い込まなければなりません。

第5条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）

- (1) 払込猶予期間が主契約の満了する日に保険期間が満了する保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ対応の申出がないかぎり、その全額を主契約の満了返りい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
(2) (1) の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第7条（保険料の振替貸付）

- 前条（2）の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ対応の申出がないかぎり、主契約に適用されている際に掲げる特約の規定により、払い込まれなかつた保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させます。

① 積立型基本特約

② 地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約

第8条（保険料の変更等－告知義務・通知義務等）

- (1) 地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、同条（3）（3）の規定による訂正を承認した日を保険期間内に含む保険契約の満了日までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料一括して返還または請求します。
(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、危険増加または危険の減少が生じた日（注）を保険期間内に含む保険契約の満了日までの保険料については、別表1の規定により計算した保険料を返還または請求します。
(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた日をいいます。
(3) 当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、この保険料の払込みについても前条の規定を準用するものとし、これにより当会社が保険料の振替貸付を行った場合には、当会社は、この保険契約を解除することはできません。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払いがなかった場合に限ります。

- (4) (1) または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

- (6) (1) および（2）のほか、保険契約締結の際、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求をする場合において、保険料を請求する必要があるときは、当会社は、別表1の規定により計算した保険料を返還または請求します。

- (7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払いを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、地震保険普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第9条（保険料の変更－保険料率の改定）

- (1) 保険期間の中途において、この保険契約または自動継続契約に適用されている保険料が改定され保険料を変更する必要があるときは、当会社は、改定された日以後に保険期間が開始する自動継続契約の保険料を変更します。
(2) この保険契約の保険期間が1年を超える場合、この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第10条（返りい金の支払－失効等の場合）

- (1) 当会社は、次のいざれかに該当する場合の返りい金の支払は、別表3（1）の規定によります。
① この保険契約または自動継続契約が失効した場合
② 主契約がその地震保険普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約または自動継続契約が地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定により終了する場合
(2) (1) の返りい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、(1) の返りい金支払由が生じた日または（4）および（5）に規定する請求書類が当会社に到着した日のいざれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。
(3) (2) の規定による（1）の返りい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内外において、日本国通貨をもって行います。
(4) 保険契約者が（1）の返りい金の支払を受けようとする場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
(5) 当会社は、別表4に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがあります。

第11条（返りい金の支払－保険金額の調整の場合）

- (1) 地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合の当会社の返りい金の支払いは、別表3（1）の規定によります。
(2) 当会社が（1）の返りい金を支払う場合には、前条（2）から（4）までの規定を準用します。

第12条（返りい金の支払－解除了の場合）

- (1) 地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）、第11条（通知義務）（2）もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）（1）またはこの特約第8条（保険料の変更等－告知義務・通知義務等）（3）の規定により当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合の当会社の返りい金の支払は、別表3（1）の規定によります。
(2) 当会社が（1）の返りい金を支払う場合には、第10条（返りい金－失効等の場合）（2）から（4）までの規定を適用します。

第13条（返りい金の支払－保険金を支払った場合）

- (1) 地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合の返りい金の支払は、別表3（2）の規定によります。

- (2) 当会社が（1）の返りい金を支払う場合には、第10条（返りい金－失効等の場合）（2）から（4）までの規定を適用します。

第14条（自動継続契約に適用される特約）

- 自動継続契約には、その継続前契約の満了時に適用されていた特約が適用されるものとします。

第15条（自動継続契約の告知義務）

- (1) 第3条（保険契約の自動継続）（1）の規定によりこの保険契約または自動継続契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもって当会社に告げなければなりません。

(2) (1) の規定による告知に関する地震保険普通保険約款第10条（告知義務）の規定の適用については、同条（2）および（3）②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条（3）③の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続する時」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

第16条（主契約との関係）

- (1) 主契約が無効の場合は、この保険契約または自動継続契約もまた無効とします。
- (2) 主契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。
- (3) 主契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。
- (4) 主契約が保険期間の中止において終了した場合は、この保険契約または自動継続契約もまた同時に終了するものとします。

第17条（地震保険普通保険約款の適用除外）

地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）、第22条（保険料の返還－無効・失効等の場合）、第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）および第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定は適用しません。

第18条（地震保険普通保険約款の読み替え）

この特約については、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは「この保険契約が付帯されている保険契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合にはこの保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の一時払保険料または年払保険料との合計額、半年払または月払の場合にはこの保険契約の第1回保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えて適用します。

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表1 返還保険料および請求保険料の計算方法

(1) 返還保険料の計算方法

- ① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年の場合は、当会社は、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額から、既経過期間（注）に対し月割計算した保険料相当額を差し引いた保険料を保険契約者に返しいります。
- ② この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年未満の場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額から、既経過期間（注）に対し月割計算した保険料相当額を差し引いた保険料を保険契約者に返しいります。
- ③ この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年を超える場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に、既経過期間（注）に対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に返しいります。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 請求保険料の計算方法

- ① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年の場合は、当会社は、変更後の年額保険料と変更前の年額保険料との差額について、未経過期間（注）に対し月割計算した保険料を保険契約者に請求します。
- ② この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年未満の場合は、当会社は、変更後の保険料と変更前の保険料との差額について、未経過期間（注）に対し月割計算した保険料を保険契約者に請求します。
- ③ この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年を超える場合は、当会社は、変更後の保険料と変更前の保険料との差額に、既経過期間（注）に対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に請求します。

（注）1か月に満たない場合は1か月とします。

- (3) (1) または(2) の規定により返還保険料および請求保険料を計算することができない場合は、地震保険普通保険約款ならびに地震保険普通保険約款に付帯された他の特約およびこの特約の規定の趣旨に従い返還保険料および請求保険料を計算します。

別表2 長期保険未経過料率係数表

| 既経過期間 | 保険期間 | | | |
|-------|------|----|----|----|
| | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 |
| 0年 | | | | |
| 1年 | | | | |
| 2年 | | | | |
| 3年 | | | | |
| 4年 | | | | |
| 5年 | | | | |

係数に関しましては、
取扱代理店・営業社員まで
お問い合わせください。

（注1）上表は、既経過期間が整数年である場合の料率係数を記載したものです。

（注2）既経過期間に1年未満の端月数がある場合には、上表既経過期間に準じて各料率係数の差の範囲内で1月単位の料率係数を定めます。

別表3 返れい金の計算方法

- (1) 第10条（返れい金の支払－失効等の場合）（1）の規定により保険契約が失効または終了した場合、返れい金の第11条（返れい金の支払－保険金額の調整の場合）（1）の規定により保険金額を減額した場合はまたは第12条（返れい金の支払－解除の場合）の規定により保険契約を解除した場合の返れい金の支払

① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年以下の場合は、当会社は、この保険契約ま

たは自動継続契約の保険料から、既経過期間（注）に対し月割計算した保険料相当額を差し引いた保険料を保険契約者に返しいります。

- ② この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年を超える場合は、当会社は、この保険契約または自動継続契約の保険料に、既経過期間（注）に対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に返しいります。

（注）1か月に満たない場合は1か月とします。

- (2) 第13条（返れい金の支払－保険金を支払った場合）（1）の返れい金の支払
- ① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年以下の場合は、当会社は、保険料を返しいません。

- ② この保険契約または自動継続契約の保険料に、既経過期間（注）に対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に返しいります。

（注1）保険期間の初日から損害が発生した日の属する契約年度の末日までの期間をいいます。

（注2）本規定により返れい金を計算することができない場合は、地震保険普通保険約款ならびに地震保険普通保険約款に付帯された他の特約およびこの特約の規定の趣旨に従い返れい金を計算します。

（注3）この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年の場合において、保険料が既経過期間（1か月に満たない場合は1か月とします。）に対し月割計算した保険料相当額よりも少ないときは、当会社は、その差額を保険契約者に請求することができます。

別表4 失効・終了・解除の場合の返れい金請求書類

| |
|---|
| ① 当会社の定める請求書または支払方法指図書 |
| ② 保険証券 |
| ③ 保険契約者の印鑑証明書、運転免許証の写しその他保険契約者を確認できる書類（注1） |
| ④ 委任を証する書類ならびに委任を受けた者の念書および印鑑証明書（注2） |
| ⑤ 保険契約者の法定相続人を確認できる箇所の印鑑本、この保険契約の相続を確認できる書類（注3）ならびに法定相続人の念書および印鑑証明書 |
| ⑥ 法令に基づき必要となる書類（注4） |
| ⑦ 民法等法律に定めるところにより失効・解除・解約の場合の返れい金もしくは満期返れい金等の請求権を行使できる者もしくは取得した者または民法等法律に定める代理人が請求を行う場合は、その権限を確認できる書類ならびにその者の念書および印鑑証明書 |
| ⑧ 質権の消滅を確認できる書類 |

（注1）返れい金額、振込先口座等により印鑑証明書に限定することがあります。

（注2）失効・解除・解約の場合の返れい金または満期返れい金等の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

（注3）保険契約者が死亡した場合に必要とします。

（注4）法令の規定により書類の提示とする場合があります。

（8）抵当権者特約（地震保険用）

第1条

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------|-------------------------|
| 抵当権者 | 抵当権を有する者をいい、下記記載の者とします。 |

第2条

- (1) 当会社は、被保険者がこの特約が付帯された地震保険契約（注）による保険金請求権をこの特約が付帯された地震保険契約（注）の保険の対象について抵当権者に、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡することを承認し、この特約が付帯された地震保険契約（注）により保険金として支払うべき額を損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。

（注）その継続契約を含みます。

- (2) (1) の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1) に規定する支払限度額は、この特約が付帯された地震保険契約（注）の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時における優先する他の権利によって担保される債権の額を差し引いた残額を超えないものとします。

（注）その継続契約を含みます。

第3条

- (1) 当会社は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1) に規定する保険契約または被保険者の義務の不履行があった場合においても、前条の規定により保険金を支払うものとします。

- (2) 抵当権者は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1) のいずれかに該当する事実の発生を知った場合には、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約または被保険者がこの手続を完了した場合には、当会社への通知は必要ありません。

- (3) 地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、抵当権者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、抵当権者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による解除の原因があることを知った時から 1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から 5年を経過した場合には適用しません。

(5) (3) の規定による解除が地震保険普通保険約款第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、地震保険普通保険約款第 20 条（保険契約解除の効力）の規定にかかるらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した地震保険普通保険約款第 2 条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) (5) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した地震保険普通保険約款第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第4条

(1) 抵当権者が前条 (2) の通知をした場合および地震保険普通保険約款第 21 条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1) または (2) の規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合には、抵当権者は、当会社の請求によりその保険料を支払わなければなりません。

(2) 当会社は、抵当権者が (1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、抵当権者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。

(3) 抵当権者が (1) の保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (3) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した地震保険普通保険約款第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第5条

当会社が地震保険普通保険約款の解除に関する規定によりまたは保険契約との合意によりこの特約が付帯された地震保険契約を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも 10 日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

第6条

(1) 当会社が第 3 条 (1) の規定により保険金を支払った場合は、当会社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければなりません。

(2) (1) の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1) の規定により当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

第7条

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。

第8条

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

| | |
|------|------------|
| 抵当権者 | 保険証券記載のとおり |
|------|------------|

（9）自動継続特約（地震保険用）

第1条（自動継続の方法）

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の 3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合、この特約は失効します。

（注）この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料を払込期日（注）までに払い込まれなければなりません。

（注）継続保険期間の初日をいいいます。

(2) 当会社は、継続保険期間が始まった後でも、継続された保険契約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）

(1) 保険契約者が、継続される保険契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後 1 か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1) の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（継続契約の保険証券）

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第5条（継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等）

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第6条（普通保険約款との関係）

(1) 第 1 条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款第 10 条（告知義務）(2) および第 11 条（通知義務）(2) の効力を妨げないものとします。

(2) この特約は地震保険普通保険約款第 34 条（保険契約の継続）の規定とはかわりありません。

（10）保険契約継続特約（金融機関集団扱契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 継続契約 | 第 3 条（保険契約の継続）(1) の規定により継続される保険契約をいいます。 |
| 継続証等 | 保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。 |

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、金融機関集団扱契約を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

(1) この保険契約の満了する日の 3 カ月前の日までに、保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があつたものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合、この特約は失効します。

（注）この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1 年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

(3) (1) の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければならないとします。

第5条（継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等）

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第6条（継続契約の告知義務）

(1) 第 3 条（保険契約の継続）(1) の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1) の告知については、地震保険普通保険約款第 10 条（告知義務）の規定を適用します。

第7条（金融機関集団扱特約との関係）

この特約に規定しない事項については、金融機関集団扱特約の規定を適用します。

（11）保険契約継続特約（住宅ローン利用者集団扱契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 継続契約 | 第 3 条（保険契約の継続）(1) の規定により継続される保険契約をいいます。 |
| 継続証等 | 保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。 |

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、住宅ローン利用者集団扱契約を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

(1) この保険契約の満了する日の 3 カ月前の日までに、当会社または保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があつたものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合、この特約は失効します。

（注）この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1 年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

(3) (1) の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければならないとします。

第5条（継続契約に適用される保険料率）

- (1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。
- (2) 当会社は、(1)の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、継続証等記載の保険契約者の住所（注）にあてて、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約の満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第3条（保険契約の継続）(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。

（注）地震保険普通保険約款第12条（保険契約者の住所変更）の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。

第6条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第7条（継続契約の告知義務）

(1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の告知については、地震保険普通保険約款第10条（告知義務）の規定を適用します。

第8条（住宅ローン利用者集団扱特約との関係）

この特約に規定しない事項については、住宅ローン利用者集団扱特約の規定を適用します。

保険証券・重要事項説明書と一緒に、この約款を大切に保管してください。

弊社からご契約者のみなさまへのお願い

次のような場合、弊社までご連絡をお願いします。

ご契約内容に次のような変更が発生したときは…

- (1) ご契約者の住所が変更になったとき
- (2) ご契約内容の変更をご希望されるとき
- (3) 同様の他の保険をご契約されたとき

事故にあわれたときは…

すぐに取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
また弊社の承認がないまま、賠償金等を支払われた
場合には、約款の規定により保険金のお支払いが円滑
に進まなくなる場合があります。